

1. 策定の目的

平成29年7月に実施した「熊本市子どもの生活等実態調査」では、生活状況に困難を抱える子どもやその保護者において、経済的な問題のみならず、家庭環境の不安定さからくる教育の機会や親子の関わりへの欠如、社会的つながりの希薄化、生活習慣の乱れ、健康面や就労の不安と言った様々な問題が相互に関係しており、その課題は多岐に渡ることがわかった。

そこで、本市の取り組みの中から、「子どもの貧困対策」に関連する事業を抽出することにより、**取り組みの重要性を再認識し、「熊本市子ども輝き未来プラン」を重点化する個別実施計画として策定するもの。**

2. 本市における子どもの現状

(1)熊本市子どもの生活等実態調査の実施(平成29年7月)

| 調査種類         | 調査対象   |
|--------------|--|
| 子どもを持つ世帯への調査 | 小学5年生とその保護者<br>中学2年生とその保護者   |
| 要支援者への調査     | ・中学1年生及び中学3年生の就学援助制度利用世帯<br>・12～18歳の子どものいる児童扶養手当受給世帯<br>・12～18歳の子どものいる生活保護受給世帯の子どもとその保護者 |

○本市の相対的貧困率(貧困線未満)は14.0%に上り、子どもの貧困対策は喫緊の課題

(2)調査から見た課題

①子どもの学習等の課題・貧困の連鎖

- ・家庭における学習環境や学習習慣の不足 ・学習意欲の欠如
- ・経済的理由での学習機会の不足や進学困難、学力格差

②子どもの健康・生活習慣の課題

- ・保護者の就労等による子どもの家庭での孤立化
- ・欠食等の食習慣や、長時間のゲーム等による生活習慣の乱れ

③子どもの社会性・自己肯定感の課題

- ・保護者の長時間就労等による子どもとの関わりへの希薄化
- ・子どもの自己肯定感や意欲・向上心の低下

④保護者のゆとり・子どもとの関わりへの欠如、社会からの孤立

- ・核家族化等による子育てへの不安や負担感
- ・地域や社会からの孤立化

⑤保護者の就労・経済的課題

- ・ひとり親家庭、特に母子世帯は経済的困難
- ・衣食住等の生活や学用品や塾・社会体験等への支出が困難

⑥子どもや保護者に対する支援における課題

- ・支援が必要な家庭が自ら支援を求めない
- ・支援策・相談先がわからない

3. 計画期間・基本目標・施策体系・主な関連事業

計画期間:2018年(平成30年)度～2023年(平成35年)度 事業数:78事業

基本目標1.子どもの学力向上と社会を生きる力を育むための支援【19事業】

課題①:子どもの学習等の課題・貧困の連鎖  
課題②:子どもの社会性・自己肯定感

基本施策(1)子どもの学力・意欲向上

- 施策① 確かな学力の向上
- 施策② 多様な体験機会の提供など豊かな心の育成

- (仮)放課後学習教室事業
- 心の教育・体験学習推進事業 他

基本施策(2)学びの環境支援

- 施策① 教育相談体制の整備
- 施策② 教育にかかる経済的支援

- スクールカウンセラー配置事業
- 小・中就学援助事業 他

基本目標2.子どもの健やかな心身の育成と保護者の養育環境支援【25事業】

課題②:子どもの健康・生活習慣  
課題④:保護者のゆとり・子どもとの関わりへの欠如、社会からの孤立

基本施策(1)子どもの生活・発育支援

- 施策① 子どもの健康づくり
- 施策② 社会的養護が必要な子どもの支援
- 施策③ 子どもの居場所づくり

- 子ども食堂関連団体支援
- 学校給食・食育推進事業 他

基本施策(2)保護者の養育支援

- 施策① 妊産婦等保護者の養育支援
- 施策② 保育等の確保

- 産前・産後母子支援事業
- 保育の実施 他

基本目標3.子育て家庭の自立に向けた支援【20事業】

課題⑤:保護者の就労・経済的課題

基本施策(1)就労支援

- 施策① ひとり親家庭等の就労支援
- 施策② 保育等の確保(再)

- 母子・父子自立支援プログラム策定事業
- 人手不足・多様な働き方支援就労相談事業 他

基本施策(2)経済的支援

- 施策① 各種手当・貸付金など経済的支援

- 母子家庭自立支援給付金
- 養育費相談員設置 他

基本目標4.支援が必要な家庭を支える体制づくり【14事業】

課題⑥:子どもや保護者に対する支援

基本施策(1)相談事業・情報提供

- 施策① 相談体制整備・情報提供の充実

- スクールソーシャルワーカー配置事業 他

基本施策(2)関係機関等との連携・活動支援

- 施策① 関係機関の連携・活動支援

- エンゼル基金助成事業 他

4. 主な重点事業

①基礎学力の定着に向けた学習支援の充実

子どもの将来が家庭の環境で左右されることなく、世代を超えて連鎖することがないように、新たに、教員退職者や地域の協力者の支援による空き教室等を活用した「(仮)放課後学習教室」等の実施により、学習機会の充実を図る

②子どもや保護者への生活支援等の推進

共働き世帯の子どもの孤食防止や居場所づくり、多世代交流によるコミュニケーション力の向上や地域との繋がりが図られる子ども食堂等への支援を拡大するとともに、子どもたちが安心して利用できるようフードバンクや子ども食堂主催者への衛生指導や食品安全管理に関する情報提供を行う

③ひとり親家庭への就労支援の充実

ひとり親家庭、特に母子世帯は経済的に厳しい状況にあるとともに、就労意欲の低さから就労に繋がらない場合もあることから、プログラム策定員を増員するとともに、他の支援事業の情報提供等を行うことで、就労の支援に繋げる

④生活に困難を抱える子どもたち等を支援に繋ぐ体制づくりの推進

早期の段階で生活支援や福祉制度に繋がっていくことができるよう関係課や関係機関との情報共有の場を設けるとともに、スクールソーシャルワーカー等の配置の充実を含め、スクールソーシャルワーカーと福祉部門や関係機関とのより一層の連携を図るための協議を進める